

## 2月2日国家戦略特区WGヒアリングのまとめ

テーマ：林地開発許可権限の市町村への移管

1. 提案内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・林地開発に係る許可について、災害の防止等、公益的に必要なものについては県と協議を行うなどの担保措置を講じた上で、原則として市の許可で行えるような制度にできないか。</li></ul>
2. 関係省庁の主張
<ul style="list-style-type: none"><li>・林地開発許可制度は、災害の防止等を目的に、1 ha を超える林地の開発につき、広域にわたる地域の事情等を熟知している都道府県知事の許可に係らしめているものである。</li><li>・地方自治法においても、平成25年6月現在で11都道府県68市町村が事務処理の特例により、県から市町村への権限の移管を行っている。</li><li>・地方自治法による権限の移管を全く行っていない県もあるが、林地開発許可の件数については、県でも年間5～6件程度であり、市町村になると10年に1件程度と、非常に頻度の少ないものであるため、市町村の体制や技術的な審査について、そこまで整備できないため、活用していない可能性もある。</li></ul>
3. 論点
<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村の体制等の整備が問題となるのであれば、国が必要なバックアップを希望する市町村に対して行うことにより、権限を市町村へ移管できないか。</li><li>・林地開発許可について、地方自治法においては既に市町村への権限の移管が行われており、地域の実情に詳しい市町村において許可すべきではないか。</li></ul>